
総論――転機に立つ社会保障――

第2章 福祉

第1節 国民福祉の現状

戦後のベビーブームに続く出生率の急激な減少と、死亡率の低下は、我が国の人口構造を急速に高齢化させ、核家族化の進行とともに高齢者世帯を増加させている。また、医療技術の進歩は、虚弱児の存命率を高め、脳卒中、心疾患による致命率を低め、心身障害者の増加をもたらしているという現象もみられる。

一般に、老人、母子、心身障害者等は、か得能力も低く経済成長の恩恵に取り残されがちな低所得階層の人々が多く、今後、その福祉の向上はますます重要となると思われるが、我が国の社会福祉について、これを施設対策、在宅対策、所得対策に分け、その現状と問題点を探ってみよう。

総論――転機に立つ社会保障――

第2章 福祉

第1節 国民福祉の現状

1 施設対策

従来我が国の社会福祉施策は、主として施設対策を中心として進められ、今日までの施設の整備状況は、かなりの進展を示している。しかし、現在最も緊急を要するねたきり老人のための特別養護老人ホーム、重症心身障害児・者のための施設、保育所等にはかなりの不足がみられる。

また、現在の社会福祉施設には、施設によっては、その居住性、提供する各種サービスの質的な水準の向上を図る必要があるものもみられ、老朽施設の改築をはじめとして、今後その急速な整備充実が行われなければならない。

一方、社会福祉施設の施設体系は、沿革的な理由もあって、現在53種類にも及び、今日では、逆に余りにも細分化された結果として、例えば、成人の重複障害者が入所できる施設を欠いているなどの問題も生じており、今後は、類似の機能を有する施設の統合等によって、入所対象者に幅を持たせるなどの措置を検討する必要があるだろう。

また、社会経済情勢の変動に伴い、保育所については、0歳児保育、夜間保育、障害児保育等の新たな保育需要を生じており、更には居宅処遇への選好の高まりによって、通園システムでの治療、教育、訓練等、利用施設の拡充が求められており、施設体系の再検討が重要な課題となっている。

更に、家庭や地域社会との有機的な連携を確保し、社会福祉施設にありがちな閉鎖性の解消、地域社会の医療施設と連携した形での医学的管理の強化を図ることも、今後の社会福祉施設のあり方の問題として大きな課題である。

総論――転機に立つ社会保障――

第2章 福祉

第1節 国民福祉の現状

2 在宅対策

我が国の社会福祉施策において、施設対策に比べて、在宅対策は相対的に立ち遅れてきた。このため、ねたきり老人、重度の心身障害者をかかえている世帯での経済的、精神的、肉体的負担の問題は非常に大きいものがある。

これらの負担を軽減するため、老人に対する家庭奉仕員制度が37年度に発足し、引き続き42年度には身体障害者、45年度からは心身障害児のための家庭奉仕員制度が発足し、またこれらの者への日常生活用具給付事業も行われている。

また、在宅の重症心身障害児に対し、家庭において適切な療育が行われるよう、専門家による訪問指導等の措置も講じられている。しかしながら、これらの在宅対策は、現在のところまだ需要のごく一部を満たしているにすぎず、例えばホームヘルパー設置状況を欧米諸国と比べてみてもその差は大きい。

このように、在宅のねたきり老人や重度の心身障害者に対する福祉の措置は、最近になって開始されたものが多く、これらの者をかかえる家庭にかかる多大な負担にかんがみ、今後その一層の推進を図る必要がある。

このため、家庭奉仕員の大幅な増強、専門家による各種指導のための訪問サービスの充実等の措置が強く要請されている。

総論――転機に立つ社会保障――

第2章 福祉

第1節 国民福祉の現状

3 所得対策

高度成長によって、国民の所得水準は上昇し、所得再分配調査によると、世帯間の所得格差も次第に縮小し、生活保護受給者数も次第に減少する傾向にある。

我が国の所得保障制度は、先に児童手当が発足したことにより制度的にはほぼ整備され、また、年金制度については、第71回国会で厚生年金保険法等の改正法が成立し、その標準的な給付額は、ほぼ老後の生活の支えとしての機能を果たすことになった。

しかしながら、高齢者、母子、障害者等の世帯については、生活保護世帯に占めるこれら世帯の割合が次第に増大していること、これらの世帯は、かなりの世帯が低所得階層にあることなどからみて、現段階での所得保障は、必ずしも十分とはいえない面がある。

総論――転機に立つ社会保障――

第2章 福祉

第2節 老人の福祉

1 高齢者世帯の動向

我が国の高齢人口は、戦後のベビーブームに続く出生率の急激な減少と死亡率の低下により、30年頃から、年少人口の比重の低下、高齢人口の相対的な増加がみられ、また、家族意識の変化、都市化の進行によって、高齢者世帯(男65歳以上、女60歳以上の者のみで構成されるか、又は、これに18歳未満の者が加わった世帯)は、厚生行政基礎調査によれば、35年の50万世帯から、40年79万9,000世帯、46年の136万6,000世帯へと増加し、総世帯数に占める割合も、それぞれ、2.2%、3.1%、4.4%へと漸増の状況にある。

総論――転機に立つ社会保障――

第2章 福祉

第2節 老人の福祉

2 福祉施設

社会福祉サービスを最も緊急に必要としていると考えられるねたきりなどの常時介護を要する老人については、社会福祉施設整備における重点の一つとして特別養護老人ホームの整備が進められ、48年6月末現在の収容人員は2万5,693人であり、要収容者(4万9,000人)に対する比率では55・5%の水準に達している。これについては、先般の経済社会基本計画において、52年度までに、在宅のままでは適切な介護を受けられない人々を全員収容できる態勢を確立するとの基本方針のもとに、今後重点的に整備することとされ、所要施設の整備は、一応明るい見通しのもとにある。しかし、収容されている人々は、医療、リハビリテーションといった需要も持つ人々であることから、これらの機能の充実を望む声が強い。

次に、心身上又は環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な老人を収容する目的を持った養護老人ホームについては、急速に施設の整備が進み、48年6月末現在の収容人員は、6万5,920人であり、かなりの水準に達しているが、なお、木造等老朽施設が多く残されている。

これらの施設水準をみると、例えば居室についてみれば、ほとんどが4人部屋等相部屋であって、また、生活の場に不可欠な教養、娯楽、レクリエーションのための施設整備については、入所者のニーズを十分に満たす状況には至っていない。

また、これら施設を通じて、収容者が必ずしも施設の所在する地域社会に居住している者を中心として構成されておらず、また場合によっては、かなりの遠隔地から移ってきた者もあるため、かつての居住空間と隔絶されていること、また、家族による扶養が期待できなくて施設に入所した経緯等から肉親との結びつきが希薄であることなどの事情もあり、地域社会から閉ざされ、閉鎖的な孤立した生活を余儀なくされている者が多い状況にある。

これについては、施設が地域社会との連携を強めることが必要であり、そのため、施設の側から、地域行事への参加、地域における老人福祉サービスへの助言、援助等の積極的な活動が必要であるが、同時に地域社会の側での暖かい受け入れ体制の整備が不可欠である。

更に、軽費老人ホームや有料老人ホームについては、38年度に着手して以来、今日まで120施設(定員6,355人)を整備したにとどまっている。

しかし、これらの施設に対する要望は、近年急速に高まっており、今後その拡充が望まれている。

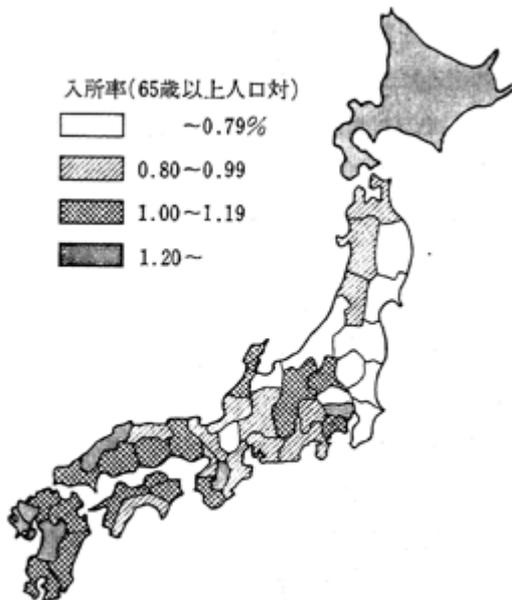
以上のような老人福祉施設については、現在住宅事情等が原因となって家族と同居できず、やむをえず入所している者が少なくなく、そのような老人に対しては、家族の居住空間に近接して老人向住宅を建設するなどにより対処すべきであるが、今後、生活パターンの都市化や生活意識の変化の進展により、家族との同居を嫌う老人や子供のいない高齢者のみの世帯が増加するものと思われ、そのような世帯にあっては、高所得水準にある者も含めて、給食サービス、掃除・洗たくサービス、疾病時の看護サービス等の機能を老人ホームに期待して入所する者が増加することが予想される。これらの老人のための施設については、こういった需要に対応して、施設の適切な管理運営を確保していく必要がある。

なお、若年労働力を中心とする人口の都市集中により、高齢者世帯の地域偏在は、これら各種施設の整備に当たっても当然配慮されなければならない問題であるが、地域的な施設整備の状況をみると、施設整備率は、

「西高東低」のパターンを示しており(第2-1図参照),今後の施設整備に当たっては,地域間のバランスも配慮して進めなければならない。

第2-1図 都道府県別老人福祉施設入所率

第2-1図 都道府県別老人福祉施設入所率
(45年度)



資料：厚生省統計調査部「社会福祉施設調査」
総理府統計局「国勢調査」

(注) 沖縄県は含まない。

総論――転機に立つ社会保障――

第2章 福祉

第2節 老人の福祉

3 在宅対策

脳卒中、高血圧、リウマチ、神経痛等の疾患の増加と我が国のリハビリテーション医療の立ち遅れから、日常生活において介護を要する老人は増加してきており、ねたきり老人の数は、47年9月現在35万3,000人と推定されている。このうち施設収容者を除いた31万7,000人は、家庭において看護、介護、世話を受けている人々である。

これらの老人をかかえている家庭にとっては、食事、入浴、用便の世話等身のまわりにかかる世話は大変であり、その精神的、肉体的また経済的負担は大きい。特に現実はその世話の中心になっている主婦等に多大の負担がかかり、この負担が家庭不和の原因ともなり、家庭生活の破たんを招くといった事態も少なくない。

このような家庭の負担を軽減するための施策としては、37年に老人家庭奉仕員制度を設け、その派遣によりこれら家庭の負担の軽減に努めつつあるが、48年現在いまだ7・060人で、これによる派遣対象世帯は4万8・360世帯であり、要派遣世帯と考えられる世帯に対してほぼ半数の需要を満たしているにとどまる。これら家庭奉仕員(ホームヘルパー)の派遣は、現在のところ低所得階層である家庭に限定され、また、その提供するサービスも1世帯当たり週平均2日、1日当たり3～4時間程度である。

更に、直接的な家事サービスの提供を補完する行政サービスとして、特殊寝台、浴そう、湯沸かし器といった生活用具の給付サービス制度を44年度以降低所得世帯について実施し、これら世帯の負担軽減に努めてきたが、これまでの累計は1万7,211件にとどまっている。

また、孤独な生活を送っているひとり暮らしの老人の話し相手となり、悩みごとの相談を受け、あるいは非常時におけるサービスや病気その他の救急的なサービスのためのテレホンサービス事業は、46年度に国の補助事業として実施に移され、老人電話相談センターの整備に努めてきたものの、現在設置されている地区は9か所(予定を含む。)であり、これによりサービスを受けている老人は約1,800人にすぎない。

更に、1人では買物や炊事をする事の困難な老人についての給食サービスの事業は、地方公共団体における単独事業として、あるいは、老人ホームの施設を利用する方法で実施に移されているものの、まだ対象者数はわずかな状況である。

このような在宅老人の持つ多様なニーズには、従来、福祉行政が施設対策に重点を置いて進められたため、必ずしも十分に対応しているとはいえない事情にあり、今後の飛躍的な推進が必要であることはいうまでもない。更に、今後は、地域社会自体が地域社会自らの福祉の問題としてこのような在宅老人の問題に主体的に立ちあがるための自主的な活動の奨励、組織化、援助といった事業は、地域社会福祉協議会を中心に展開される事が期待されるが、現在のところはあまり行われていない実情にある。

総論— 転機に立つ社会保障 —

第2章 福祉

第2節 老人の福祉

4 生活の状況

老後の生活費については、高年者実態調査によれば、38年から43年への状況の変化として、自分の収入で暮らせる人の割合が33%から39%へとわずかながら増加しているものの、依然として子供の扶養に頼って暮らしている人々は高年者の55%を占めている。

これは、アメリカ、イギリス、デンマークのように家族扶養が10%に満たない国に比べ、我が国の場合には依然として子供の扶養に頼らざるをえないという老人の生活の姿をあらわしている。

資料が限定されているので、高齢者世帯の生活水準を明確には握することは困難であるが、全国消費実態調査(44年)により、核家族世帯と高齢世帯とを比較すると、実収入、消費支出はそれぞれ核家族世帯の80%、68%であり、また貯蓄現在高は1.7倍(約214万円)という状況にある。これを39年の同調査で比較してみると、実収入、消費支出はそれぞれ64%、65%であるので、この間に実収入の格差はかなり縮まっている(第2-1表参照)。

第2-1表 核家族世帯と高齢世帯の生活水準比較

	核 家 族 世 帯		老 齢 世 帯	
	39年	44	39年	44
実 収 入	55,340円(100)	93,943円[100]	35,658円(64.4)	75,545円(80.4)
消 費 支 出	43,598円(100)	68,664円[100]	28,351円(65.0)	46,534円(67.8)
年 間 収 入	—	1,251千円	—	951千円
貯 蓄 現 在 高	—	1,247千円	—	2,138千円
有 業 人 員 数	1.52人	1.54	0.70	0.74
世 帯 主 の 年 齢	42.4歳	42.0	69.7	70.5
持 家 率	—	52.3	—	76.9

資料：総理府統計局「全国消費実態調査」

- (注) 1. 核家族世帯とは、夫婦又は夫婦と未婚の子供から構成されている世帯をいう。
 2. 高齢世帯とは、65歳以上の男子と60歳以上の女子だけの世帯、あるいはこれに18歳未満の者のいる世帯をいう。
 3. ()並びに[]内は、核家族世帯の39年、44年を100としたときの、高齢世帯のそれぞれの割合を示す。

また、高齢者の所得状況を収入の種類別構成で見ると、32年(社会保障基礎調査)、38年(高齢者実態調査)と43年(高年者実態調査)を比較すれば、次第に年金(恩給を含む。)収入のウェイトが高まる傾向をみせているものの、依然として勤労収入、年金収入の順となっている。

老後の生活保障の基本的な支えになる機能を期待されている年金制度については、先般の第71回国会で成立した厚生年金保険法等の改正により、欧米主要国の水準に比べて遜色のないものとなり、我が国の年金水準はほぼ老後の生活の支えとしての機能を果たすこととなった。

なお、拠出制国民年金の対象となりえなかった国民については、老齢福祉年金が70歳から支給されており、その数は48年6月末現在402万人にのぼっている。その支給額は、制度発足の34年度には月額1,000円であったが、40年度1,300円、45年度2,000円、47年度3,300円、48年度5,000円と逐次改善されてきており(第2-2表参照)、更に経済社会基本計画においては、50年度1万円とし、引き続き積極的な改善を図ることとされている。また、48年4月1日現在で67歳から69歳までの約100万人のいわゆる年金制度の谷間の老人についても、49年1月より月額4,000円の老齢特別給付金が支給されることとなった。

第2-2表 老齢福祉年金額の改正経過

第2-2表 老 齢 福 祉 年 金

34年度	38	40	41	42	43
1,000円	(9月分から) 1,100円	(9月分から) 1,300円	(42年1月分から) 1,500円	(43年1月分から) 1,600円	(10月分から) 1,700円

(注) 金額は、すべて月額である。

額 の 改 正 経 過

44	45	46	47	48
(10月分から) 1,800円	(10月分から) 2,000円	(11月分から) 2,300円	(10月分から) 3,300円	(10月分から) 5,000円

また、特に昨年来の異常ともいえる物価上昇のもとでは、現在年金を受けている人々あるいは将来年金を受ける人々の老後の生活設計において、年金が意義ある役割を果たすためには、年金の実質価値(実質的水準)の維持が是非とも必要である。これについては、48年改正で物価を指標とする自動スライド制が導入されたことは大きな意義を持つが、もとより物価上昇の強力な抑制が本来望まれるところである。

総論——転機に立つ社会保障——

第2章 福祉

第2節 老人の福祉

5 老後の生きがい

「老後生活に関する世論調査」をみても明らかなように、高齢者にとっても適当な職業に従事していることが、ハリがあり、生きがいのある生活であると考えている人が多い。

現在、高齢者の就業状況は、第2-3表の35年、40年、45年の国勢調査の結果の推移にもみられるように、就業している高齢者数は着実に高まっているが、就業率は横ばい傾向にある。

第2-3表 高齢者の就業の状況

第2-3表 高齢者の就業の状況
(単位：1,000人、%)

		男			女		
		35年	40	45	35年	40	45
就業者数	55～59歳	1,613	1,761	1,883	843	1,032	1,273
	60～64	1,178	1,360	1,475	584	679	849
	65以上	1,267	1,477	1,734	647	611	806
就業率	55～59歳	89.5	91.2	91.6	45.8	49.6	53.0
	60～64	81.9	83.7	83.5	39.1	39.5	42.7
	65以上	54.5	54.3	53.4	21.4	17.7	19.4

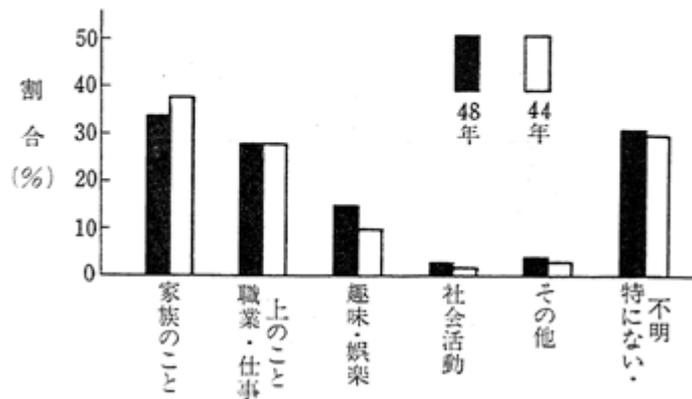
資料：総理府統計局「国勢調査」

主として55～64歳の高齢者の職業紹介・訓練事業は、公共職業安定所の高齢者コーナー、人材銀行によって行われているが、主として65歳以上の者については、社会福祉事業として、都道府県社会福祉協議会において62か所、老人クラブ連合会で3か所の高齢者無料職業紹介所を設置しており、46年度には、3万2,673人の求職者に対して、1万46人が就職し、制度発足以来46年度末まで合計約5万6,000人に職業紹介を行ってきたところである。

また、職業を持たない高齢者についてみれば、「老人問題に関する世論調査(48年)」によると、老後の暮らしのなかで生きがいとか生活にハリを持って暮らしている人は69%であり、その内容は家族(息子や孫の成長等)のことが34%と最も高く、44年の同調査の結果と比べても大きい変化はみられない(第2-2図参照)。

第2-2図 「生きがい」「生活のハリに関する高齢者(50歳以上)の意識

第2-2図 「生きがい」「生活のハリ」に関する高齢者(50歳以上)の意識



資料：内閣総理大臣官房広報室「老人問題に関する世論調査」

また、日々の生活のなかでは、家族とのだんらん、テレビ、ラジオ、盆栽、畑仕事といったことがらに楽しみを持っており、このような調査の結果は、老人の生きがいが日常生活における家族とのかかわりのなかの暖かいふん囲気によって決定づけられることを示しており、老人の幸せを願う家族の心が、老人の幸せの基盤となっている姿を示しているとみられる。

このような家庭の幸せな老人の生活をコミュニティの場で補うものとして、従来から老人福祉センター(47年10月1日現在299か所)、老人憩の家(48年3月末現在751か所)の設置、更には老人クラブの活動助成(48年度補助対象8万5,000クラブ)を講じてきたが、これらが具体的に今後更に地域社会のなかに定着されていく必要がある。

なお、こういう高齢者をかかえた世帯には十分に高齢者の居住スペースを考慮した住宅の整備が行われる必要があるが、老人世帯向公営住宅の建設は、39年度に着手されて以来、47年度で累計5,665戸となり、また年金還元融資による老人居室整備資金の貸付けが開始されているものの、いまだ十分に利用されているとはいえない。

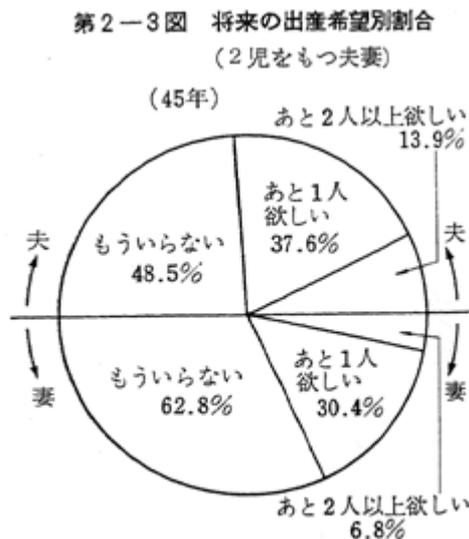
総論— 転機に立つ社会保障 —

第2章 福祉

第3節 児童

1家族当たりの児童数は24年をピークとして以後年々減少しており、39年の全国家庭児童調査によると、おおむね2・0人、44年の同調査によると1.8人となり、2人を割るに至っている。また、人口動態社会経済面調査によっても、児童の2人いる世帯では、妻の63%が「子供はもういない」と答えている(第2-3図参照)。

第2-3図 将来の出産希望別割合



資料：厚生省統計調査部「人口動態社会経済面調査」

このように3人以上の子供の出産を希望しない理由としては、「子供の数を制限して、子供に十分手をかけたい」が最も多く、少なく生んで大切に育てるという出産のパターンは現在ではほぼ完全に定着するに至っている(第2-4表参照)。このようないわば健全育成という国民の要請にこたえ、我が国の児童福祉の施策は、戦後の戦災孤児対策あるいは非行児対策といった問題児対策から、40年代に入っては、健全育成を目的とした基本的施策を柱とするようになってきた。

第2-4表 夫婦の年品別にみた出産を希望しない理由別割合

第2-4表 夫婦の年齢別にみた出産を希望しない理由別割合
 (2児を持つ夫妻)
 (45年) (単位:%)

		子供に手を かけたい	生活を楽し む	収入が少な い	母体の健康 い	住居が狭 い	老後の保 障なし	そ の 他
夫	総 数	42.3	12.4	38.7	30.4	22.8	8.2	9.1
	～24歳	33.3	14.8	42.6	22.2	18.5	1.9	11.1
	25～29	43.1	12.7*	41.3	26.2	25.2	7.6	6.9
	30～34	42.6	13.4	38.9	31.1	23.0	7.6	8.6
	35～39	43.6	11.1	35.8	34.2	19.2	9.2	10.3
	40～	33.3	3.6	28.6	40.5	19.0	19.0	25.0
妻	総 数	39.9	12.5	34.9	33.2	21.5	7.8	10.2
	～24歳	39.8	14.4	37.6	22.9	19.3	4.9	11.3
	25～29	42.1	14.7	34.7	30.3	22.3	7.4	9.4
	30～34	37.4	8.6	34.2	41.0	21.7	9.9	10.2
	35～	27.2	4.8	32.8	51.2	19.2	11.2	16.8

資料：厚生省統計調査部「人口動態社会経済面調査」

総論――転機に立つ社会保障――

第2章 福祉

第3節 児童

1 養育に欠ける児童

家庭の破たんによって養育者のいなくなった児童については、戦後の戦災孤児を緊急的に収容した乳児院、養護施設の整備が30年代前半までに着実に整備され、また、この施設収容サービスのほか家庭的なふん囲気における処遇を基調とする里親制度も23年に発足し、今日までに4万7,000人の児童が里親の手もとで幸せに育てられてきた。しかし、30年代後半以降、養育者を欠く児童の減少により、このような施策への要請は弱まってはいるものの、近年身勝手な親の遺棄、交通遺児といった新しい要因によるものが漸増の傾向にある。

これらの児童については、必要な収容施設は既整備施設によっておおむね対処されうる状況にあり、これら児童の高等学校への進学費の公費負担をはじめ、大学への進学も児童の適性に応じて育英資金、母子福祉資金(修学資金)の貸付けなどの制度等の充実により着実に向上してきている。

しかし、これらの児童を家庭における暖かい愛情となごやかなふん囲気のなかで養育することを目的とする里親制度は、40年度以降登録里親数については1万8・000人程度から最近の1万3,000人程度の水準で停滞の状況にあり、また現実に里親に委託され、暖かい家庭をえた児童の数も40年の7,000人から最近の4,000人程度に減少し、47年10月1日現在、乳児院、養護施設に収容されている児童数3万5,000人のわずか12.5%にすぎない状況である。

なお、この登録里親数の停滞現象は、行政の側から広く国民に里親制度の存在と里親になるための手続き、更にはこれら養育者を欠く児童への国民の暖かい理解を呼びかける行政努力を更に徹底することによって今後改善していくことが可能となるであろう。

現在、里親に対する養育のための委託費の額については、毎年引き上げられてきており、48年度は児童の養育費として平均月額1万4,900円、里親手当として月額2,000円が支給されている。

総論――転機に立つ社会保障――

第2章 福祉

第3節 児童

2 心身障害を有する児童

(1) 児童福祉施設

精神薄弱児については、46年10月現在、総数17万人と推計されており、これらの児童について、精神薄弱児施設が戦後急速に整備され、48年6月1日現在では施設数M1か所、入所児童数2万6,159人に及んでいる。一方、身体障害児については、45年10月1日現在総数11万1,100人と推計され、これらの児童について22年の児童福祉法の制定以降、各種の施設の整備が本格的に開始され、48年6月1日現在では、盲ろうあ児施設66か所、収容定員4,241人、虚弱児施設33か所、収容定員2,059人、肢体不自由児施設75か所、収容定員9,682人、重症心身障害児施設35か所、収容定員4,015人(このほか国立療養所委託病床は54か所、収容定員5,280人)となっており、年々整備は進んでいるものの、必ずしも十分な水準には達していないが、今後社会福祉施設緊急整備5か年計画の一環として、整備を進めていくこととしている。

また、重症心身障害児については、特に、家庭において十分な療育を期待できる条件が整備されている場合が少ないため、重症心身障害児施設へ収容する必要のある者の全員収容を目途として、社会福祉施設緊急整備5か年計画に基づき所要の整備を進めているところであるが、これらの児童は、常時医学的な管理を要するばかりでなく、食事、排せつ、入浴等の日常生活のほとんどすべての面で介助を要するところから、これらの介助業務に従事する職員の確保問題が今後の課題となっている。

また、児童福祉施設に入所している児童の就学状況は、精神薄弱児施設の場合、48年4月1日現在措置学齢児童1万6,357人のうち就学児童(施設の敷地内ないしは敷地外に設置されている学校(級)に就学している児童)1万1,006人、施設職員により義務教育に準ずる教育を受けている者2,480人、派遣教師により教育を受けている者1,668人、計1万5,154人と、就学猶予・免除児童(48年4・572人)を含め学齢児童の93%が教育を受けている。

また、肢体不自由児施設の場合においても、48年3月1日現在66施設の措置学齢児童5・463人中就学児童5,165人、就学猶予・免除児童181人、その他117人であり、これらの施設にあっても病室教育を行っているもの28施設、施設内分校を有するもの14施設、施設併設及び隣接の養護学校を有するもの42施設となっている。

なお、これら心身障害児の施設退所後の社会復帰の状況は、就職11.6%、家庭復帰(就学、帰宅又は引き取り)59・8%となっている(第2-5表参照)。

第2-5表 退所理由別施設退所児数

第2-5表 退所理由別施設退所児数

(46年)

(単位:人)

	精薄児施設	精薄児通園施設	盲児施設	ろうあ児施設	肢体不自由児施設	肢体不自由児通園施設	重症児施設	総数	
								退所者数	割合
総数	2,928	767	213	314	4,301	186	168	8,877	100.0%
就職	739	30	63	121	78	—	—	1,031	11.6
就学	66	291	18	23	707	47	1	1,153	13.0
帰宅又は引き取り	750	78	94	119	2,995	67	50	4,153	46.8
他施設に転所	1,116	306	10	40	221	40	16	1,749	19.7
病院、療養所に入	116	9	4	2	36	2	16	185	2.1
死亡	82	11	1	5	26	7	84	216	2.4
その他	59	42	23	4	238	23	1	390	4.4

資料:厚生省統計調査部「社会福祉施設調査」

総論――転機に立つ社会保障――

第2章 福祉

第3節 児童

2 心身障害を有する児童

(2) 在宅の心身障害児への福祉サービス

児童の成育過程において、家庭における両親とのふれあいは、その健全な成育のためには、極めて欠くことのできないものであり、心身に障害を有する児童についても、家庭において一定の療育を期待できる場合にはできるだけ家庭にあつて必要な福祉の措置を講ずることがより適切である場合が少なくない。

また、特に心身障害児を持つ親一般にとって、心身障害児がいかに独立自活能力を身につけて通常人に近い社会生活ないしは家庭生活を営むことができるかということが最大の関心事であり、一方、重度の心身障害児を持つ者にとっては、自分の死後のその子の生活の確保が最大の不安要因となっている。

また、これら心身障害児が家庭にある間における看護努力も多大なものであり、障害児の看護が家庭における他のあらゆる生活を圧迫するばかりか、地域社会から隔絶して障害児を療育している場合には、その圧迫感も極めて耐え難いものとなり、自殺、心中等の危機となってあらわれてくる場合も少なくない。

このような在宅の心身障害児については、保健所あるいは児童相談所における療育の相談、指導が行われているほか、民間団体等の相談指導等も年々活発になっており、特に、重症心身障害児を療育する家庭については、専門職員による訪問指導が行われている。

また、心身障害児の家庭における療育を援助する観点から、短期間母子ともども入園させて、所要の技能訓練、療育指導を行うため、40年から肢体不自由児施設の母子入園制度が設けられており、48年4月1日現在28か所、入所人員399人となっているほか、精神薄弱児を通園させて療育訓練を行うため、32年から精神薄弱児通園施設が設けられており、48年6月1日現在143か所整備され、入所人員4,303人となっている。更に、肢体不自由児を通園させて機能訓練を行うため、44年から肢体不自由児通園施設が設けられており、48年6月1日現在28か所、入所人員704人となっているが、これらの施設は、その多くが最近になって整備を開始したばかりであることに加え、通園圏が狭く利用人員が限定されるため、これらの施設の本格的な整備は今後の課題となっている。

また、重度の心身障害児を介護する家族の負担を軽減するため、45年度から家庭奉仕員派遣の制度が制定され、家庭奉仕員による家事、介護等日常生活の援助を行っているが、48年現在その数は1,193人にすぎず、家庭奉仕員によるサービスを受けている家庭は少ない。

また、重度の心身障害児を持つ家庭の経済的負担を軽減するため、39年から特別児童扶養手当制度が実施され、同年月額1,000円、40年1,200円、45年2,600円、48年6,500円の手当が心身障害児を監護する父母等に支給されており、48年10月現在支給対象児童は3万8,209人で、在宅重度心身障害児の59.1%に達している。

このほか、日常生活用具の支給、相談員制度の活用等かなりきめの細かいサービスが展開されているが、心身障害児の家庭療育のためには、この種のサービスの充実とともに、住宅環境等の様々な生活条件の改善、整備が、これからの課題となっている。

厚生白書(昭和48年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

総論— 転機に立つ社会保障 —

第2章 福祉

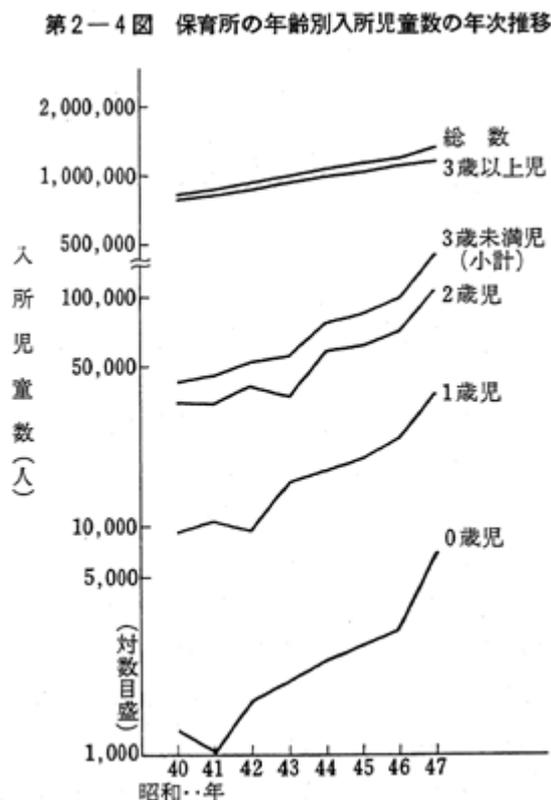
第3節 児童

3 保育に欠ける児童

保育に欠ける児童の福祉対策としては、23年児童福祉法の施行以後保育所の整備が本格的に始まり、特に近時における主婦の就業傾向の増加に伴い、家庭に残される児童の保育需要を充足する観点から大幅な整備が進められており、47年現在136万8,000人分の整備を終了し、なお、社会福祉施設緊急整備5か年計画に基づいて、50年末には162万5,000人の要保育児童全員を収容すべき所要の整備が進められている。

現在、保育所に入所している児童の年齢別構成をみると、これらの入所児童に占める0歳児の数は年々増加しているものの、なお乳児をかかえて働くことを余儀なくされている母親の保育需要を満たすには十分でない(第2-4図参照。)

第2-4図 保育所の年齢別入所児童数の年次推移



資料：厚生省統計調査部「社会福祉施設調査」

また、無認可保育所は、44年2,407か所、保育児童数11万3,431人にのぼっており、乳児保育、長時間保育等の認可保育所で必ずしも十分充足できない保育需要を満たす効果を有してはいるものの小規模なものが多く、大半が資格のない保母で運営されており、保育される児童の健康、安全の確保の点から問題を生じるものが出ている状況にある。

厚生白書(昭和48年版)

また、軽度の障害を有する幼児にあつては、一般児童のなかで保育することがそれら児童の成育上適切な場合があり、このような幼児について保育所における障害児保育の開始を望む声も出ている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

総論――転機に立つ社会保障――

第2章 福祉

第3節 児童

4 児童の遊び場

児童の遊び場となりうる空間としては、住宅の庭先や空地のほか、各種の公園等があり、これらは次第に増大している。

48年現在、都市計画の一環として整備されている児童公園その他の都市公園は、2万4,339か所、面積2億7,900万 m^2 であり、また児童福祉法に基づいて整備されている児童遊園は、48年3月現在2,905か所、その他、法によらないいわゆるちびっ子広場は48年3月現在3万1,800か所、こどもの国4か所で面積約600万 m^2 となっており、これら全体で2億8,500万 m^2 、人口1人当たり2.7 m^2 の広さを有することとなるが、この広さは児童の遊びの点からみても十分なものとはいえない。

一方、児童の健全育成を地域社会において行うために、地域組織活動が行われ、子供の遊び集団を対象としたこども会は、30年6万3,000組織、297万8,000人の会員数が、48年現在15万1,000組織、756万4,000人の会員数に成長し、全児童数の22.8%を占めている。また地域こども会の育成組織であるこども会育成会は40年に発足し、8万7,000組織、167万6,000人の会員数であったものが、48年現在10万5,000組織、429万5,000人の会員数となり、増加している。母親クラブ、親の会は、30年8,000組織、49万1,000人の会員数が、48年現在2万1,000組織、156万5,000人の会員数となっている。

更に児童の遊びの指導者組織である児童指導班やVYS(Voluntary Youth Social worker)は、30年4,000組織、2万6,000人の会員数であったものが、48年現在3,000組織、8万人の会員数となっており、家庭どうし、地域社会ぐるみで児童の健全な育成を図る基盤が整備されつつある。

また、必ずしも十分でない児童の遊びの場を提供するために小・中・高校の校庭開放(昼間及び休日)が行われ、文部省によると、44年時点で校庭を開放した学校数は、小学校77%、中学校73%、高等学校50%にのほっている。

また、44年時点で同様な目的をもって体育施設を地域社会に開放した事業所は、体育施設を持つ事業所の12%に及んだ。

総論——転機に立つ社会保障——

第2章 福祉

第4節 母子家庭の福祉

1 母子家庭の動向

終戦直後から30年頃までの母子世帯には、いわゆる戦争未亡人といわれる人達とその相当部分を占めていたが、その比率は、31年26.1%、36年14.1%、42年1.7%と年々減少した。最近の傾向としては、離婚による母子世帯の比率が31年14.6%、36年16.8%、42年23.7%と次第に増加し、また、病死による母子世帯の占める比率は、これまでの間ほぼ変化なく、全母子世帯数の約半数を占めている(第2-6表参照)。

第2-6表 母子世帯になった原因別世帯百分率の推移

第2-6表 母子世帯になった原因別世帯百分率の推移

(単位：%)

		31年	36年	42年
総	数	100.0	100.0	100.0
死	別	77.9	77.1	68.1
戦争	死	26.1	14.1	1.7
病死	死	47.6	56.2	57.3
事故	死	4.2	6.8	9.1
離婚	別	14.6	16.8	23.7
その他		7.5	6.0	8.2

資料：厚生省児童家庭局「全国母子世帯調査」

このように母子世帯になる原因は内容的に変化してきたが、母子世帯の数は、厚生行政基礎調査結果によると年々減少しており、30年の48万6,000世帯(子は18歳未満である。)が46年には36万4,000世帯(子は20歳未満である。)となり、全世帯に対する構成割合は1.2%に低下している。このように母子世帯が減少している主な原因としては、戦争による母子世帯の数が極めてわずかなものになったことに加え、医学の進歩や保健衛生の向上により比較的若年層における死亡率が低下していることがあげられる。

総論――転機に立つ社会保障――

第2章 福祉

第4節 母子家庭の福祉

2 生活の状況

母子世帯にあっては、通常生計維持者である父や夫を失っているため、母子世帯の母に家事、か得、育児、教育等過重な負担がかかり、その生活内容や健康状態は必ずしも快適なものであるとはいえない。

国民生活実態調査によって母子世帯の所得の状況についてみると、第 i 4分位階層に属する母子世帯の割合は38年75%、46年71%、第 ii 4分位階層に属する割合は38年18%、46年17%とわずかながら所得状況の改善がみられるものの、第 ii 4分位階層までに全母子世帯の93%のものが属しており、その所得状況は平均世帯人員の差を考慮にいれても、一般の世帯に比べかなり低いところにある。

また、母子世帯の貯蓄の状況をみると、44年(全国消費実態調査)には1世帯当たり68万2,000円であり、全世帯平均の137万2,000円に比べ半分以下の状態にあり、貯蓄の面からみても不安定であることがうかがえる。

次に、生活保護を受けている母子世帯の状況をみると、世帯総数においては38年の9万世帯から46年6万世帯にまで年々減少しているものの、保護率は、一般世帯の46年保護率20.7%。に対し、175.4%と依然として高率を示している。

しかも、母子世帯が仕事による収入がなくなってから生活保護を受けるまでの期間は6か月未満が多く、高齢者世帯、その他の世帯の場合と比べても短期間であることが明らかとなっており、母子世帯の生活の困難さを示している。

このように、生活の不安定性が著しい母子世帯にとって、年金等の所得保障制度の果たすべき役割は大きいものがある。母子世帯に対する所得保障制度としては、34年度の国民年金制度の発足により、死別母子世帯についての年金制度が整い、また、37年度には生別母子世帯について児童扶養手当制度が創設された。

国民年金による母子福祉年金の額は、34年制度発足当時の月額1,000円から48年度の同6,500円までに改善され、児童扶養手当の額も6,500円の同額となっている。

また、厚生年金保険、拠出制国民年金については、第71回国会における改正により、その給付水準の大幅引き上げ(最低保障額月額2万円)等の改善が行われたところである。

母子世帯のこれら公的年金等の受給状況を46年について推計すると第2-7表のとおりであり、これらの公的年金等の現金給付を受給している母子世帯は85%にのぼる。

第2-7表 母子世帯における公的年金等受給者数

第2-7表 母子世帯における公的年金等受給者数
(46年度)

	世帯数	構成割合	受給割合
		%	%
総数	364,000	100.0	
死別母子世帯	245,000	72.8	100.0
母子福祉年金受給	21,000	5.8	7.9
その他の公的年金受給	200,000	54.9	75.5
受けていない	44,000	12.1	16.6
生別母子世帯	99,000	27.2	100.0
児童扶養手当受給	74,000	20.3	74.7
受けていない	25,000	6.9	25.3

厚生省企画室推計

- (注) 1. 母子世帯とは、母と満20歳未満の子のいる世帯をいう。
 2. 母子福祉年金、児童扶養手当を受給している母子世帯の対象児童は満15歳未満である。
 3. その他の公的年金を受給している母子世帯の対象児童は満18歳未満である。

母子世帯の住居の状況は、全国母子世帯調査によって、母子が専用する広さを畳数でみると、10畳未満が36年35.4%、42年40.1%と増加し、15畳以上が36年35.5%、42年31.9%と逆に少なくなっており、住居事情は悪化した状況を示している。しかしながら住居所有の状況を見ると、36年55.4%、42年60.4%の者が自分の家を持っており、一般世帯の持ち家率38年64.3%、43年60.3%(住宅統計調査)と比べると、その差は解消されたといえる。また借家、借間の入居状況では36年32.6%、42年27.8%、公営住宅の入居状況は36年2.8%、42年7.1%とやや改善されてきている。

また、母子世帯の住宅事情を緩和するための母子福祉資金のうちの住宅資金の貸付状況は、35年5,800万円で、貸付総額の4.9%であったのが、45年には、8億2,800万円、28.5%と増加し、母子世帯における住宅整備の必要性を裏付けている。

母子世帯向け公営住宅の建設状況は、34年度に都道府県、市町村で合計975戸が建設されたが、その後、45年度までに累計1万8,046戸建設され、母子世帯の住宅需要に対応している。

また、母子家庭では、一般家庭の母親に比べ、ほとんどの母が就業し、かつ、主たる生計維持者でもあるため、その母親の保健休養の機会の確保と子供との暖かい心のふれあいは極めて重要である。このような母子世帯における保健休養、家庭団らんの場合としては、国民休暇村、国民宿舎等の公共的施設も利用されているが、特に母子家庭のレクリエーション、休養等の場を確保するために母子休養ホームの整備が進められ、47年度における利用人員は、延27万人にのぼっているが、同年度現在の施設数が23か所と人口500万人に1か所であるためその利用は手軽にはできない状況にある。

総論——転機に立つ社会保障——

第2章 福祉

第4節 母子家庭の福祉

3 就業の状況

母子世帯は通常主たる生計維持者を失ったことにより、新たなか得のみちを確保する必要に迫られ、母子家庭実態調査等による全母子世帯に占める就業母子世帯の母は、36年85.6%、44年86.7%と全世帯の母の就業率の47.8%に比べ1.8倍の高率を示している。

この就業している母の従業上の地位の推移をみると、常用勤労者である場合が36年31.1%から44年47.6%へ増加し、日雇労働者等不安定な就業者である場合が36年38.6%、44年24.0%とかなりの減少をみせ、就業状態は改善されてきてはいるものの、いまだ相当数の者が不安定な状態に置かれている(第2-8表参照)。

第2-8表 母子世帯における母の従業上の地位の推移

第2-8表 母子世帯における母の従業上の地位の推移 (単位：%)

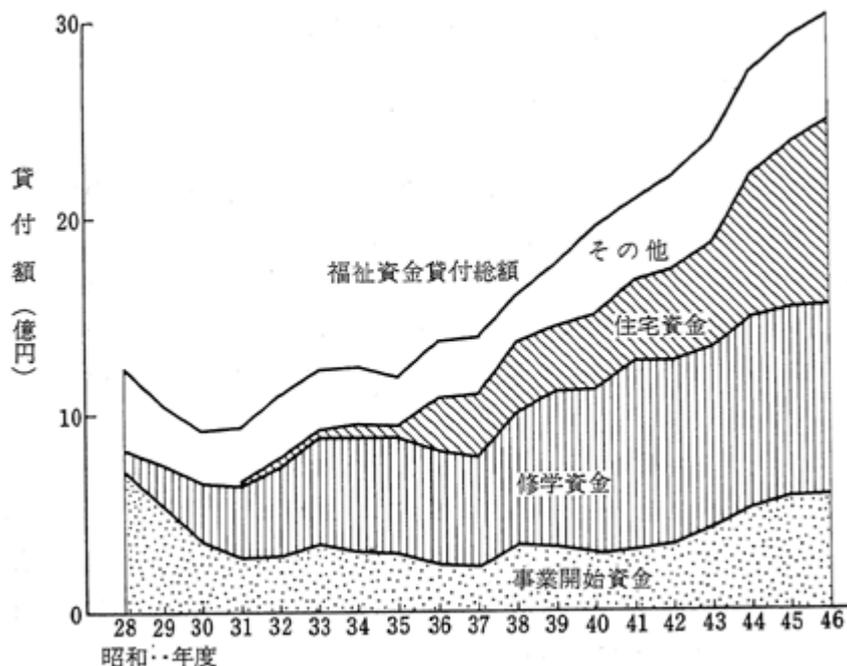
	総数	農業主	家族従事者	事業主	その他の事業の家族従事者	常用勤労者	日雇労働者	家内労働者	その他の就業者
36年	100.0	13.1	0.8	13.0	0.3	34.1	14.3	—	24.3
44年	100.0	12.4	3.9	11.1	2.0	47.6	11.1	6.2	5.9

資料：厚生省児童家庭局「全国母子世帯調査」(36年)、「全国家庭児童調査」(44年)

母子世帯の母がより安定した就業形態を確保することを援助するために、28年度から創設された母子福祉貸付資金の貸付状況は、第2-5図にみるごとく年々増加し、特に修学資金は46年度までに延123億4,000万円の貸付け、事業開始資金は46年度までに延72億2,000万円の貸付け、住宅資金では同延57億円の貸付けが行われた。

第2-5図 母子福祉資金貸付状況の推移

第2-5図 母子福祉資金貸付状況の推移



資料：厚生省児童家庭局「母子福祉貸付金業務報告」

また、公共施設内における売店等の設置許可は29年以降から延2,618件、タバコ小売人の優先指定は29年以降延4,893件を数えているが、最近の許可、指定状況は極めてわずかなものとなっている(第2-9表参照)。

第2-9表 公共施設内における売店等の設置数及びタバコ小売人指定数の推移

第2-9表 公共施設内における売店等の設置数及びタバコ小売人指定数の推移

(単位：件数)

	総数	年度 30	35	40	41	42	43	44	45	46	47
公共施設内売店等の設置数	2,618	66	147	220	192	215	169	54	56	70	94
タバコ小売人指定数	4,893	450	189	258	190	170	235	253	248	187	201

資料：厚生省児童家庭局「母子福祉関係業務実施状況」

総論——転機に立つ社会保障——

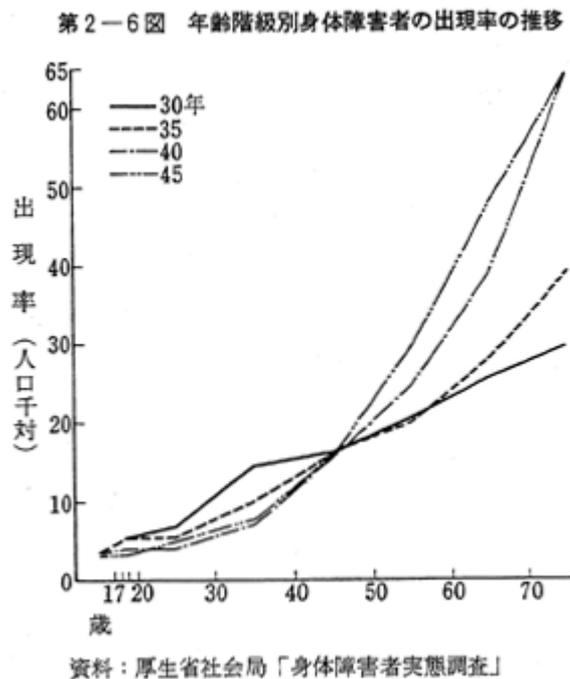
第2章 福祉

第5節 身体障害者の福祉

1 身体障害者の動向

我が国の身体障害者は、26年には51万2,000人、18歳以上の人口1,000対6.1人であったが、その後急速に増加し、45年には131万4,000人、18歳以上の人口1,000対17.9人に達した。この間の出現率をみると、脳卒中、心疾患等の成人病による後遺症の増加が影響して高齢者層において著しく増加し、今後の人口構造の老齢化とあわせ考えると、身体障害者の老齢化は人口構造のそれを上まわるスピードで進行するものと思われる(第2-6図参照)。

第2-6図 年齢階級別身体障害者の出現率の推移



このような身体障害者に対する施策は、24年にすべての身体障害者が自ら進んで障害を克服し、社会活動に参加できるようにすることを目的として、「身体障害者福祉法」が制定され、身体障害者を単に生活困窮者という面から取り扱っていた従来の施策から脱皮し、施設整備、更生医療の給付、補装具の交付を施策の柱としてスタートした。

更生医療の給付は、身体障害者の障害を軽減又は除去し、日常生活能力、職業能力の回復向上を図るために行われる医療給付であるが、47年度からは血液透析も行われるようになり、47年度における給付件数は2,481件である。

身体障害者が身体上の欠陥を補うために使用する盲人安全つえ、補聴器、車いすなどの補装具の交付は、47年度の交付件数7万9,797件、修理件数1万8,959件となっている。

厚生白書(昭和48年版)

しかしながら,我が国の補装具の水準は,欧米諸国と比べると立ち遅れており,これらの立ち遅れを克服するためにも早急な研究,開発の推進が必要とされている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

総論――転機に立つ社会保障――

第2章 福祉

第5節 身体障害者の福祉

2 福祉施設

身体障害者更生援護施設は、身体障害者が身体的ハンディキャップを持ちながらもそれを克服し、できるだけ安定した日常生活及び職業生活を送ることができるような機能回復を目的として、障害の種類、程度に応じて整備されている。

これらの身体障害者更生援護施設のうち、比較的短期間に社会復帰できる身体障害者を対象として、機能回復訓練、職業訓練を行う施設としては、肢体不自由者更生施設、ろうあ者更生施設、失明者更生施設、内部障害者更生施設があり、重度の肢体不自由者が家庭復帰に必要な日常生活能力を回復するための各種リハビリテーションを行う施設として重度身体障害者更生援護施設がある。

また、雇用されることの困難な身体障害者に必要な訓練を行い、職業を得ることによって自活させることを目的とした施設としては、身体障害者授産施設及び重度身体障害者授産施設が、また常時の介護を要する重度の身体障害者を収容して、治療及び養護を行う施設としては、身体障害者療護施設があり、このほか盲人の福祉の向上のための利用施設として、点字図書館、盲人ホームがあり、これらの施設数及び収容定員は第2-10表のとおりである。

第2-10表 身体障害者更生援護施設及び定員の年次推移

第2-10表 身体障害者更生

	40 年 末		41		42		43
	施設数	定 員	施設数	定 員	施設数	定 員	施設数
身体障害者更生援護施設	193	7,377	204	8,140	227	9,112	237
肢体不自由者更生施設	44	1,936	45	2,048	49	2,444	50
失明者更生施設	14	1,271	12	1,207	13	1,306	13
ろうあ者更生施設	3	150	3	150	3	150	3
内部障害者更生施設	24	1,640	24	1,640	31	1,910	30
重度身体障害者更生援護施設	3	300	11	860	9	660	10
身体障害者授産施設	43	2,080	47	2,235	47	2,385	52
重度身体障害者授産施設	—	—	—	—	5	257	7
補装具製作施設	30	—	27	—	28	—	28
点字図書館	26	—	29	—	34	—	37
点字出版施設	6	—	6	—	8	—	7

資料：厚生省統計調査部「社会福祉施設調査」

(注) 47年は、10月1日現在である。

援護施設及び定員の年次推移

	44		45		46		47		
	定 員	施設数	定 員	施設数	定 員	施設数	定 員	施設数	
	9,719	249	10,218	263	10,976	274	11,589	254	13,047
	2,513	49	2,396	50	2,553	50	2,438	52	2,598
	1,356	13	1,396	13	1,476	12	1,467	11	1,460
	150	3	150	3	150	3	150	3	150
	1,765	29	1,715	28	1,635	28	1,600	27	1,670
	730	13	980	18	1,285	20	1,564	23	1,630
	2,745	58	3,066	59	3,142	61	3,317	63	3,899
	460	7	515	12	735	17	1,053	27	1,640
	—	30	—	30	—	29	—	29	—
	—	39	—	41	—	45	—	48	—
	—	8	—	9	—	9	—	9	—

これらの施設のうち、身体障害者療護施設については、47年から整備が開始されたこともあり、同年現在では施設数8、収容定員574人にすぎず、このため常時介護を要する重度身体障害者のうち在宅において治療、養護を期待できない者を緊急に収容するため社会福祉施設緊急整備5か年計画に基づいて所要の整備が進められている。

また重度身体障害者のなかには、作業能力を持ちながら、工場内の設備、健康管理等の不安のため、一般企業で就業することが困難な者が少なくない。このような障害者に職場を与え、社会生活を営ませることを目的として47年に身体障害者福祉工場が開設された。

福祉工場の設置主体は、都道府県、指定都市又は社会福祉法人で経営主体は社会福祉法人となり、その運営に

については、生産性を高めるため企業とのタイアップ等が行われているが、授産施設に比べて生産能力が高まり、能力に応じた賃金が得られるほか、各種社会保険が適用されるなどのことから評価が高まり、47年には5か所、定員560人であるが、社会福祉施設緊急整備5か年計画においても重要施策の一つとして取りあげられ、50年度末には定員2,000人に達する内容とされている。

一方、身体障害者更生援護の施設が行っている訓練科目の内容をみると、和・洋裁、編物、孔版、かなタイプ、騰写印刷、あんま、はり、きゅう、マッサージ等の科目が多数を占めており、43年におけるこれら施設の科目内容と48年の内容とを比較した場合、肢体不自由者更生施設の孔版タイプ、失明者のかなタイプ技術等の増加がみられるが、全体としては、特段大きな変化はみられない。

以上みたように訓練科目は全体的に家内工業的職種が多く、心身障害者の職場進出の増大、社会的自立の円滑化のためには、今後高度な就業機会を獲得できるような新しい訓練科目の積極的な採用が必要である(第2-11表参照)。

第2-11表 更生施設における訓練科目の推移

第2-11表 更生施設に

	肢体不自由者更生施設		重度身体障害者更生援護施設	
	43年	48	43年	48
最も多い訓練科目	和・洋裁 40 時計 17 電気機器 17 編物 15 手芸 11	和・洋裁 41 編物 20 孔版タイプ 19 電気機器 17 時計 16	機能回復訓練 6 和・洋裁 3 編物 3 謄写筆耕 2 手芸 2	機能回復訓練 16 和・洋裁 4 編物 4 謄写筆耕 2 手芸 2
最近新しく設けられた訓練科目		写真 1 通信 1 ウィビング 1		ホームスペン 1 写真 1 園芸 2
最近廃止になった訓練科目		会計事務 1 言語治療 1 電子 1		靴工 1 紙箱 1

厚生省企画室調べ

(注) 数字は、施設数である。

おける訓練科目の推移

失明者更生施設		ろうあ者更生施設		内部障害者更生施設	
43年	48	43年	48	43年	48
あんま、はり、 マッサージ、 指圧、きゅう 7 生活職業指導 2 点字印刷 2 農芸 2	あんま、はり、 マッサージ、 指圧、きゅう 10 点字印刷 1 農芸 1 かなタイプ 1	印刷 1 和・洋裁 1 タイプ 1	印刷 3 和・洋裁 2 タイプ 1 クリーニング 1 自転車 1	電気機器 29 和・洋裁 27 編物 15 謄写印刷 14 経理 14	電気機器 19 経理 16 和・洋裁 16 編物 11 謄写印刷 8
	かなタイプ 1		自転車 1 クリーニング 1		ビニール加工 1
	生活職業指導 2		巻線 1		木工 1 自動車 2 生花、茶道、書道 1

総論――転機に立つ社会保障――

第2章 福祉

第5節 身体障害者の福祉

3 生活の状況

身体障害者は、社会生活を営むうえで大きなハンディキャップを持つと同時に、家庭において他の世帯員に与える負担もまた大きいものがある。

家庭での介護の状況は、配偶者、父母等身近な親族によるものが最も多いが、この割合は、40年の25%から45年の21.6%と次第に減少しており、これに反し、身近な親族以外の者による介護は1.3%から9.4%に上昇している。また、介護を必要としているのに介護者がいない者は、40年、45年とも約2.5%となっており身近な親族以外の者により介護されている者を含め、各種の介護需要を発生させている。

このような身体障害者の介護需要に対応するものとして、42年度から身体障害者家庭奉仕員の派遣事業が行われてきたが、47年度現在家庭奉仕員数867人、対象となる障害者世帯約1万世帯、日常生活用具の給付は47年現在給付者5,500人ほどにすぎない。

また、45年の調査によって、身体障害者の家計上の地位をみると、家計中心者が51.5%を占め、家計補助者13.8%、被扶養者は34.7%となっている。このような身体障害者のいる世帯の生活水準を4人世帯の実支出によってみると、35年には平均1万7,501円で、一般の4人世帯の実支出2万1,363円に比べ、その82%にすぎず、45年には6万1,140円及び7万4,090円で83%となっており、その格差はほとんど縮小されていない。

身体障害者に対する所得保障としては、厚生年金、国民年金等の障害年金、障害福祉年金等がある。これらの年金については、先の第71回国会における厚生年金保険法等の改正により、その給付水準の大幅な引き上げが図られたところである。

また人口の都市集中に伴う交通量の急速な増加は、身体障害者の歩行を次第に困難にしている。我が国では、ほとんどの都市における駅、劇場、公会堂等の公共施設や公衆電話、ポスト等の公共利用施設、道路の構造が身体障害者に対する配慮を欠いている現状である。このような現状を逐次改善し、都市における身体障害者の行動範囲を拡大し、社会復帰をも容易にするため、48年度から身体障害者福祉モデル都市の計画的な配置が開始され、48年度にはまず仙台をはじめ6市の指定が行われた。また、これとあい前後して、地方自治体を中心となり、中小の福祉モデル都市の建設が始まった。このような障害者への配慮の高まりに呼応して、その他の市においても、市庁舎や集会場の入口を車いすで出入りできるようにすること、エレベーターのボタンの位置を低くすることなどの施策が行われつつあり、このようなことから多くの人々がごく自然に身体障害者を気づかう、いわゆる福祉マインドの開発が大きく進展するものと期待されている。

総論— 転機に立つ社会保障 —

第2章 福祉

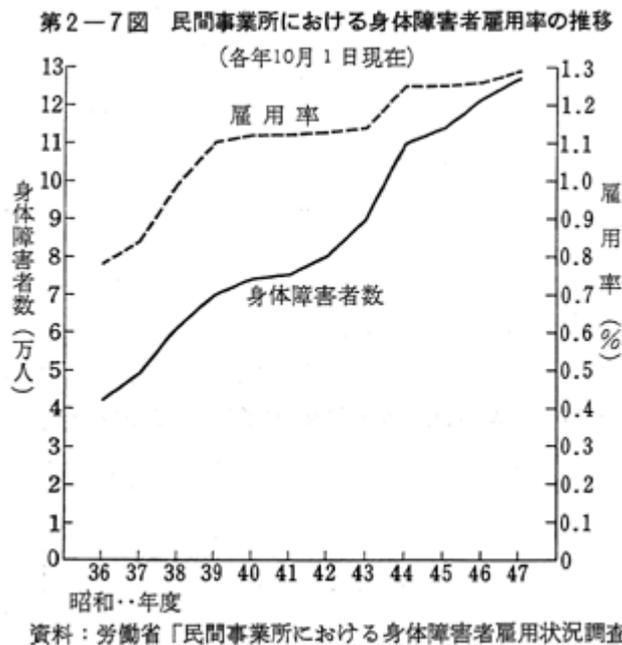
第5節 身体障害者の福祉

4 就業の状況

身体障害者の就業に関しては、多くのハンディキャップが考えられる。

「身体障害者実態調査」によると、45年現在身体障害者の就業率は、44.1%で、40年8月回調査の39・3%に比べ4・8%の上昇を示しており、また民間事業所において雇用者中に占める身体障害者の割合をみても、第2-7図のように36年0.78%、40年1.12%、47年1.29%と増加をみている(第2-12表参照)。

第2-7図 民間事業所における身体障害者雇用率の推移



第2-12表 身体障害者の仕事の状況(障害の種類別)

第2-12表 身体障害者の仕事の状況(障害の種類別)
(45年10月1日現在)

	総数	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	内部障害	複合障害
	実数(単位:1,000人)					
総数	579	85	102	344	21	27
農林漁業従事者	158	25	38	81	4	10
採鉱・採石従事者	4	1	0	3	0	0
運輸・通信従事者	8	0	1	7	0	0
製造従事者	174	12	39	113	5	5
販売・サービス従事者	93	9	14	59	6	5
管理的事務従事者	16	1	1	13	1	1
専門的・技術的職業従事者	45	28	1	11	2	3
事務従事者	43	2	5	35	1	0
その他の	38	7	4	22	2	3
あんま、はり、きゅう従事者(再掲)	31	27	1	1	0	7
不就業者	735	133	99	368	41	94
	構成割合(%)					
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農林漁業従事者	27.3	29.4	37.2	23.5	19.1	37.0
採鉱・採石従事者	0.4	1.2	—	0.9	—	—
運輸・通信従事者	1.8	—	0.9	2.0	—	—
製造従事者	29.9	14.1	38.2	32.9	23.8	18.5
販売・サービス従事者	16.1	10.6	13.7	17.1	28.6	18.5
管理的事務従事者	2.8	1.2	0.9	3.8	4.8	3.7
専門的・技術的職業従事者	7.8	32.9	0.9	3.2	9.5	11.1
事務従事者	7.4	2.4	4.9	10.2	4.8	—
その他の	6.6	8.2	3.9	6.4	9.5	11.1
あんま、はり、きゅう従事者(再掲)	5.4	31.8	1.0	0.3	—	25.9

資料:厚生省社会局「身体障害者実態調査」

(注) 身体障害者には18歳未満の身体障害者(身体障害児)を除いてある。

次に障害の種類別に就業の状況をみると、聴覚障害者が50.7%で最も高く、肢体不自由、視覚障害等の順となっているが、複合障害者では22.3%で就業の難しさを物語っている。

身体障害者が就業するに当たっての賃金を身体障害者職業訓練所修了者の初任給によってみると、44年2万800円、47年3万3,500円で、この間の増加率は61.0%となっている。これに対し通常の高校を卒業して就職した者の場合の初任給は44年2万3,000円、47年3万8,000円で、年平均上昇率は身障者19.3%で、一般高卒者の18.3%を上まわっているが、その格差はほとんど縮小されていない(第2-13表参照)。

第2-13表 身体障害者訓練所修了者の初任給の推移

第2-13表 身体障害者訓練所修了者の初任給の推移

(単位:円)

	44年	45	46	47
訓練所修了者	20,826	24,322	27,325	33,534
高 校 卒 業 者	22,974	27,288	32,275	37,988

厚生省企画室調べ

総論――転機に立つ社会保障――

第2章 福祉

第6節 精神薄弱者の福祉

我が国の精神薄弱者(18歳以上)数は、46年現在、精神薄弱者実態調査による在宅者が17万900人で、これに施設入所者1万5,400人を加えた総数は18万6,300人である(第2-14表参照)。

第2-14表 精神薄弱の程度別精神薄弱児・者数、割合

第2-14表 精神薄弱の程度別精神薄弱児・者数、割合
(46年) (単位:人、%)

	総数	軽度	中度	重度	最重度	程度不明
全国推計数	170,900	44,800	65,800	59,900		500
構成比	100.0	26.2	38.5	35.0		0.3

資料:厚生省児童家庭局「精神薄弱児・者実態調査」

総論――転機に立つ社会保障――

第2章 福祉

第6節 精神薄弱者の福祉

1 施設対策

家庭において十分な保護、指導が受けられない精神薄弱者を入所させ、保護するとともに、その更生に必要な指導訓練を行うことを目的とする精神薄弱者更生施設は、36年に整備に着手され、46年末現在施設数182か所、定員1万3,801人となっている。

また、就職が困難な者に対して、自活に必要な訓練を行う精神薄弱者授産施設は、41年に整備に着手され、46年現在、施設数31か所、定員2,018人となっている(第2-15表参照)。

これらの施設における精神薄弱者の援護措置は年々改善され、次第に重度の精神薄弱者の受け入れも可能となっており、48年4月現在68か所の重度棟が整備され、これらを中心として合計6,073人の重度の精神薄弱者が収容されているが、在宅のまま家族その他の者の介護を受けている者も相当数存在しており、今後、社会福祉施設緊急整備5か年計画の一環としてその整備を図ることとしている。

一方、46年から在宅のまま更生に必要な指導、訓練を行うことを目的として精神薄弱者更生・授産施設に通所施設が設けられ、48年現在通所の更生施設12か所、定員390人、授産施設24か所、定員855人となっている。

また、雇用されている精神薄弱者を入所させ、対人関係や生活の指導を行って、精神薄弱者の社会復帰を円滑にすることを目的として、46年に精神薄弱者通勤寮が設置され、48年3月現在14か所、収容定員310人となっている。

総論――転機に立つ社会保障――

第2章 福祉

第6節 精神薄弱者の福祉

2 生活の状況と在宅対策

18歳未満の精神薄弱児を含め、41年現在、全国で精神薄弱者のいる世帯は約43万世帯にのぼっている。そのうち精神薄弱者1人をかかえている世帯は約90%の38万7,000世帯であり、残りの約10%は2人以上の精神薄弱者を有しているが、これらの世帯の経済上、精神上、介護上等の悩みは大きいものと考えられる。

このような精神薄弱者をかかえている家庭における介護上の負担を軽減するため、45年度から家庭奉仕員の派遣が行われており、48年現在の家庭奉仕員は心身障害児を有する家庭に派遣される者を含めて1,193人となっているが、このような家庭奉仕員から介護サービスを受けることのできる世帯はわずかな数にとどまっている。

精神薄弱者の職場における定着性を高め、その自立更生を図ることを目的として、都道府県知事が職親として適当と認めた事業経営者に精神薄弱者を一定期間委任する「職親制度」は、36年から開始され、47年3月末現在登録職親数2,300人、委託職親数461人、委託精神薄弱者数728人となっており、登録者数に比較して委託数が低い状況となっている。

精神薄弱者の生計維持に資するため、重度の精神薄弱者に対して40年から国民年金の障害福祉年金の支給が開始され、40年2,000円、45年3,100円、48年7,500円と次第に改善されており、47年度末受給者数4万3,118人と、重度精神薄弱者の約70.3%に及んでいる。

更に、独立自活の困難な障害者を有する父母等の保護者にとって、自らの死後に残された障害者の生計の維持は、最大の不安である。このような保護者の不安の解消に資するため、44年度から保護者の死後残された障害児について一定額の年金給付を行う心身障害者扶養共済制度が各都道府県において実施されており、48年3月現在制度加入者は約6万5,000人にのぼっている。この制度への加入については、収容施設サービス、公的年金サービスの充実への不信感の一端を示すものであるとの指摘もさることながら、自らの死後残される障害者の生活の安定を願う保護者の切実な意思の反映でもあり、このような点からもこの制度の今後の加入促進と制度の改善が期待されている。

第2-15表 精神薄弱者援護施設数及び定員の年次推移

第2-15表 精神薄弱者援護施設

		38年末	39	40	41
総	数				
	施設数	32	56	70	88
精神薄弱者更生施設(収容)	施設数	32	56	70	85
	定員	1,836	3,741	4,920	6,078
精神薄弱者更生施設(通所)	施設数				
精神薄弱者授産施設(収容)	施設数				3
	定員				175
精神薄弱者授産施設(通所)	施設数				
	定員				

資料：厚生省統計調査部「社会福祉施設調査」

(注) 47年は10月1日現在である。

数及び定員の年次推移

42	43	44	45	46	47
104	130	165	204	242	283
7,061	8,921	11,207	13,579	16,809	19,841
102	124	145	169	182	213
6,961	8,661	10,312	11,795	13,801	16,247
				10	11
				340	370
2	6	20	35	31	36
100	260	895	1,784	2,018	2,419
				19	23
				650	805

総論――転機に立つ社会保障――

第2章 福祉

第7節 低所得者

低所得階層の状況を、生活保護受給者と第14分位階層とについてみると、生活保護受給者は、経済成長による雇用機会の増加と所得水準の上昇及び社会保障の進展等によって次第に減少してきているといえるが、その一方で、長期的に生活保護を受ける場合が多くみられる。高齢者世帯、母子世帯、傷病・障害者世帯が多いことから、今後は、これらの者を中心とする所得保障の一層の充実を図るとともに、所得保障のみならず、各種の福祉施策も格段に充実する必要がある。

また、国民生活実態調査によって、第14分位階層の所得の状況についてみると、37年から39年にかけて、一時急速に高所得階層との格差が縮小したものの、40年からは再びかい離が始まり、格差が縮小する傾向にはなかったが、47年に行った所得再分配調査の結果からみると、47年においては改善されているものと思われる。

一方、これら低所得階層の所得に深い関係を有する所得の再分配の状況について所得再分配調査でみると、我が国の所得再分配の状況は、改善されてきており、医療費、年金、生活保護等による所得再分配政策が、高齢者世帯、母子世帯等で大きな効果をあらわしていることが明らかである。

以上のような低所得階層の実態は、高齢、夫との離別又は死別、傷病・障害が直ちに生活不安をひき起こす大きな原因となっていることを示すとみることができる。と同時に、このことは社会保障制度が福祉面でその対象としている範囲とほぼ一致することとなり、これまでの我が国社会保障の所得保障機能が必ずしも十分でなかったことを反映しているとみることができよう。

これからの社会保障は、これまでに述べてきた高齢者、母子、障害者等のための福祉施策の拡充と所得保障制度の一層の充実とによって、低所得の人々の生活水準の向上のための施策を総合的な見地から推進していく必要がある。

総論— 転機に立つ社会保障 —

第2章 福祉

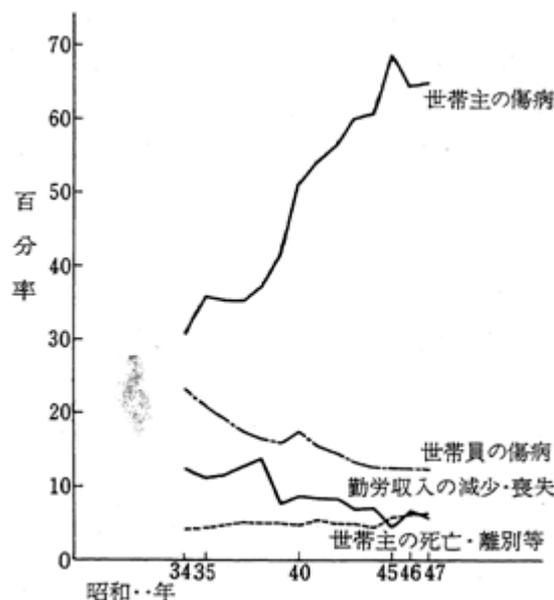
第7節 低所得者

1 生活保護受給世帯

生活保護を受けて日々の生活を営んでいる人は、47年度平均で約135万人、世帯数では、核家族化等を反映して、30年度の66万世帯から47年度は69万世帯へと増加しているものの、人員では30年度平均の約193万人と比べると70%になり、着実に減少している。これは、経済成長による雇用機会の増加、所得水準の上昇を反映しているとともに、世帯更生資金の貸付け、社会福祉施設における授産事業等を活用しての生活保護受給者の努力が実ったことなどによるものと考えられる。この結果、46年度の保護率(人口1,000人当たり保護受給人員)は12.7 0/00と30年度平均の21.7 0/00から大幅に低下した。これらの人が生活保護を受けることとなった理由をみると、世帯主の傷病・障害を理由とするものが、30年代に30~40%であったのに対し、47年度には65%にまでなっている(第2-8図参照)。また、生活扶助、住宅扶助、教育扶助といった扶助を受ける人が減少又は横ばいの傾向を示しているのに対し、医療扶助人員は年々増え続け、30年度の約39万人から47年度には76万人へと約2倍に増加している。

第2-8図 生活保護開始理由の年次推移

第2-8図 生活保護開始理由の年次推移



資料：厚生省統計調査部「生活保護動態調査」

(注) 数値は各年9月におけるものである。

これらの生活保護受給世帯に適用される生活保護の基準については毎年のように引き上げが行われて、生活費となる生活扶助の基準については、35年度に比して、48年10月では約6倍、この間(35~47年度)の動労者世帯の消費支出の伸び約3.2倍に対して5.0倍となっていることから、一般世帯の消費水準との格差はかなり縮小され、また、この間、最低生活費を計算する方式は、マーケット・バスケット方式からエンゲル係数(消費支出に占める食費の割合)を基礎とするエンゲル方式、そして更には一般世帯との消費水準格差をなくす

ための格差是正方式へと切り換わってきており、その結果、東京都の一般勤労者世帯における1人当たり消費支出と、生活保護を受けている被保護労働者世帯における1人当たり消費支出との格差をみると、35年度には38.0%にすぎなかった後者の前者に対する比率は、46年度には53.2%に一まで縮まっている。このほか、被保護者に保有を認めていなかった白黒テレビ、冷蔵庫、電話、カラーテレビの保有も認められるようになり、また他の要件も次第に緩和してきている。

一方保護世帯の構成をみると、30年度には20%程度であった生活保護受給世帯に占める高齢者世帯(男65歳、女60歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の者が加わった世帯をいう。)が47年度には34.3%と、3分の1を超えるに至っている。

これは、高齢者世帯全体の約15%が生活保護を受けていることを意味している。この結果、現在生活保護を受けている世帯の80%近くが高齢者世帯と傷病・障害者世帯で占められている。また、生活保護受給世帯で働いている者のいる世帯は少なくなってきており、35年度には、44.8%が働いている者のいない世帯であったのが、47年度には72.2%に増えている。次に指摘できることは、母子世帯の保護率が低下の傾向をみせているものの、非常に高いことである。

以上のような生活保護世帯の現状をみると、これからの生活保護は、低所得階層対策としての性格とともに、高齢者世帯対策、傷病・障害者世帯対策、母子世帯対策という福祉施策全体の立場からも考えていく必要がでてきていると考えられる。

総論——転機に立つ社会保障——

第2章 福祉

第7節 低所得者

2 第14分位階層

低所得階層の典型的な例として生活保護受給世帯をみてきたが、ここでは、もう少し範囲をひろげ、国民生活実態調査による第14分位階層の所得(医療の現物給付分を含まない。)の状況についてみると、第14分位階層(全世帯のうち下位の25%を占める階層)の所得は、37年から39年にかけて、高所得階層との格差の縮小がみられたものの、40年からは、かい離が始まり、格差が縮小する傾向にはなかった(第2-16表参照)が、47年に行った所得再分配調査の結果からみると、47年においては、改善されているものと思われる。

第2-16表 所得4分位階層別にみた1世帯当たり所得金額の推移

第2-16表 所得4分位階層別にみた1世帯当たり所得金額の推移
(単位：1,000円，%)

	37年	38	39	40	42	43	44	45	46
総 数	473	491	567	654	809	902	1,015	1,120	1,308
第I 4分位	154	182	213	237	284	315	352	380	440
II	308	326	378	451	546	615	685	758	870
III	472	488	561	641	809	895	1,006	1,122	1,308
IV	960	983	1,118	1,288	1,597	1,780	2,018	2,218	2,605
総 数	100	100	100	100	100	100	100	100	100
第I 4分位	32.6	37.1	37.6	36.2	35.1	34.9	34.7	33.9	33.6
II	65.1	66.4	66.7	69.0	67.5	68.2	67.5	67.7	65.5
III	99.8	99.4	98.9	98.0	100.0	99.2	99.1	100.2	100.0
IV	203.0	200.2	197.2	196.9	197.4	197.3	198.8	198.0	199.2
総 数	100	103.8	119.9	138.3	171.0	190.7	214.6	236.8	276.5
第I 4分位	100	118.2	138.3	153.9	184.4	204.5	228.6	246.8	285.7
II	100	105.8	122.7	146.4	177.3	199.7	222.4	246.1	282.5
III	100	103.4	118.9	135.8	171.4	189.6	213.1	237.7	277.1
IV	100	102.4	116.5	134.2	166.4	185.4	210.2	231.0	271.4

資料：厚生省統計調査部「国民生活実態調査」

第14分位階層の世帯業態をみると、46年では、日雇労働者世帯の67.1%、非農家世帯から常用勤労者世帯や自営業者世帯を除いたその他の世帯の82.15%がこの階層に属しており、いわば所得不安定世帯が第14分位階層のほとんどを占めているとみることができる。

世帯類型別に第14分位階層をみると、一般的には高齢者世帯と母子世帯はか得能力が極めて不安定な世帯であり、ここ10年常に高齢者世帯の80%以上が第14分位階層に属し、母子世帯も同様に70%を超えているのが現実である(第2-17表参照)。

第2-17表 世帯類型別にみた第14分位階層と第IV4分位階層の割合の年次推移

第2-17表 世帯類型別にみた第I 4分位階層と第IV 4分位階層の割合の年次推移
(単位：%)

	37年	38	39	40	42	43	44	45	46
高齢者世帯	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
第I 4分位	83.3	84.5	85.6	86.1	85.3	84.0	83.7	81.4	81.4
第IV 4分位	3.2	4.6	3.3	4.2	3.1	5.7	3.4	4.8	4.9
母子世帯	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
第I 4分位	77.6	75.0	74.4	75.9	67.3	69.7	64.1	73.6	71.2
第IV 4分位	1.7	1.6	2.4	2.3	1.8	1.4	4.5	2.8	3.3
その他の世帯	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
第I 4分位	22.0	21.9	22.2	22.0	21.9	22.2	21.7	21.8	21.8
第IV 4分位	26.2	26.2	26.1	26.1	26.2	26.1	26.3	26.2	26.2

資料：厚生省統計調査部「国民生活実態調査」

第14分位階層の所得は向上しているものの、その格差は依然として縮まる傾向をみせず、高齢者世帯、母子世帯が大部分第14分位階層に片寄り、生活保護の状況からみて傷病・障害者世帯も大部分がこの階層に含まれていると思われるが、国民生活実態調査によって、世帯の生活意識についてみると、46年では、世帯全体では「やっと暮らしている。食べるのに精一杯」という世帯が20%あり、特に第14分位階層ではその倍の40%以上もある。

地域別に第14分位階層の分布をみると、南九州、北九州及び四国が10年前よりは減少してきてはいるものの高い分布率を示しているということが出来るが、しかし、関東、北海道は次第にその率を高めてきており、全国的にみると平準化する傾向がでてしているとみられる(第2-18表参照)。

第2-18表 地域ブロック別にみた第14分位階層の割合の年次推移

第2-18表 地域ブロック別にみた第I4分位階層の割合の年次推移

(単位：%)

	北海道	東北	関東I	関東II	北陸	東海	近畿I	近畿II	中国	四国	北九州	南九州
37年	16.3	31.4	14.5	21.6	26.8	18.5	15.6	19.2	25.2	37.7	42.7	59.9
38	19.3	29.8	14.8	27.9	27.2	17.6	15.2	16.5	33.6	38.2	40.2	48.1
39	25.2	33.2	12.8	27.1	21.6	18.6	15.5	17.4	37.3	47.0	33.0	53.3
40	25.6	33.2	16.0	25.5	15.3	17.2	19.5	21.5	29.8	40.6	34.2	56.2
42	29.4	22.6	19.6	22.9	22.8	20.8	21.0	20.1	34.1	31.7	29.6	47.4
43	24.6	25.9	22.6	23.7	17.3	19.1	19.3	23.6	30.5	32.7	33.4	49.0
44	25.0	25.4	23.6	23.3	23.2	19.0	18.1	24.4	29.1	29.6	37.3	42.0
45	21.8	26.5	19.5	20.9	23.0	29.5	19.4	12.1	30.7	32.0	35.6	41.3
46	28.9	26.4	23.3	25.4	21.0	19.4	17.8	21.2	25.9	33.4	31.3	47.3

資料：厚生省統計調査部「国民生活実態調査」

(注) 地域ブロックは、次の分類による。

北海道

東北 青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県

関東I 埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県

関東II 茨城県・栃木県・群馬県・山梨県・長野県

北陸 新潟県・富山県・石川県・福井県

東海 岐阜県・静岡県・愛知県・三重県

近畿I 京都府・大阪府・兵庫県

近畿II 滋賀県・奈良県・和歌山県

中国 鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県

四国 徳島県・香川県・愛媛県・高知県

北九州 福岡県・佐賀県・長崎県・大分県

南九州 熊本県・宮崎県・鹿児島県

総論――転機に立つ社会保障――

第2章 福祉

第7節 低所得者

3 所得再分配の状況

厚生省の所得再分配調査の結果について、47年を中心に37年、42年の調査をあわせてみると、我が国では、当初所得(税金、社会保険料等を控除せず、また社会保障給付を除いた額)についても年々わずかながら平準化されているが、税金、社会保険によって再分配所得(当初所得から税金、社会保険料を除き、生活保護、年金、医療費等の社会保障給付を加えた額)では、更に所得の不平等度が改善されてきているといえる。

47年9月1日前1年間の全国世帯の平均当初所得は約141万円であって、この当初所得から税金、社会保険料等を差し引き、年金、生活保護、医療費等の給付額を加えた所得再分配後の所得は約136万円である(第2-19表参照)。

第2-19 表当初所得階層別1世帯当たり平均金額

第2-19表 当初所得階層別1世帯

	世帯数	当初所得(3)	再分配所得 (3)-(1)+(2)	抛
				税金
	(千世帯)	(百円)	(百円)	(百円)
総数	28,724.2	14,097	13,556	929
～20万円未満	817.5	808	3,701	27
20万円以上～40	1,421.5	3,060	4,142	71
40～60	2,184.8	4,951	5,516	110
60～80	3,120.6	6,912	7,209	187
80～100	3,764.3	8,938	9,081	296
100～120	2,969.5	10,912	10,807	412
120～140	3,122.2	12,890	12,516	584
140～160	2,677.5	14,900	14,394	727
160～180	1,866.8	16,882	16,006	924
180～200	1,650.1	18,844	17,751	1,146
200～250	2,341.2	22,104	20,549	1,632
250～300	1,072.3	27,059	24,984	2,215
300万円以上	1,715.9	45,430	39,599	5,729

資料：厚生省企画室「所得再分配調査」

当たり平均金額

社会保険料	出		受				再分配係数
	合計(1)	年金	生活保護	医療費	その他	合計(2)	
(百円)	(百円)	(百円)	(百円)	(百円)	(百円)	(百円)	
556	1,485	155	37	712	40	944	-3.7
39	66	655	1,073	1,087	145	2,960	358.2
126	197	302	79	759	140	1,280	35.5
188	298	171	10	639	44	864	11.5
261	448	150	3	562	30	745	4.2
376	672	107	0	666	42	815	1.6
508	920	108	17	668	22	815	-1.0
578	1,162	100	—	653	35	788	-2.8
654	1,381	112	—	731	31	874	-3.4
725	1,649	90	—	645	37	772	-5.3
804	1,950	118	—	711	28	857	-5.9
928	2,560	156	—	834	15	1,005	-7.0
1,104	3,319	239	—	970	35	1,244	-7.7
1,185	6,914	189	—	869	25	1,083	-12.8

このような再分配の状況を所得階層別にみると、当初所得20万円未満の世帯での平均当初所得額は8万円であるが、再分配後の所得は37万円となって30万円近く増加しており、この差を当初所得で割った再分配係数は358%(当初所得の約3.6倍の再分配があったことを示す。)となっている。当初所得が20万円以上の階層では、所得の増加とともに再分配される金額は急激に少なくなっているが、100万円未満の世帯では再分配係数がプラス、つまり再分配後の所得が当初所得より多くなっている。これは、全世帯数の約40%に相当している。

再分配の状況を地域別にみると、地域によって再分配係数が異なり、南九州、北九州、四国で再分配後の所得が当初所得より多くなっている。

次に世帯類型別に所得再分配の状況をみると、高齢者世帯では当初所得53万5,000円に対して、再分配後の所得は63万円、9万5,000円の増となっており、再分配係数は17・8%で高い数値を示している。再分配の項目ごとに見ると、抛5万8,000円に対して給付額は15万3,000円で2.5倍強になっている。今後は、老人医療費の無料化、年金給付の改善によって、高齢者世帯の再分配係数は、ますます高くなると思われる。

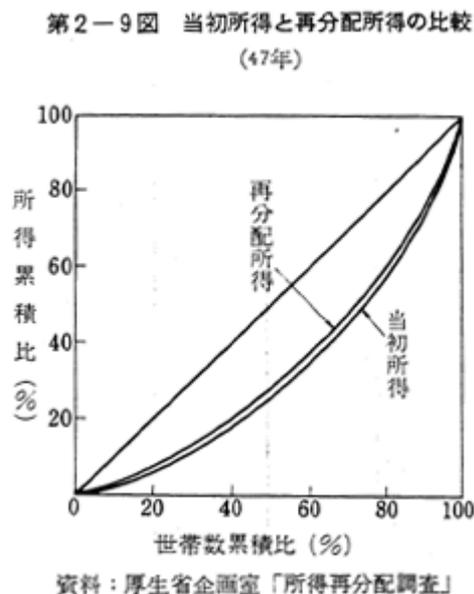
一方、母子世帯では、当初所得69万円に対して、再分配所得は75万円、再分配係数は9.5%となっていて高齢者世帯に比べて小さい。再分配の内訳を見ると、抛4万3,000円、給付額10万9,000円となっている。

また、被保護世帯の再分配後の所得は約5倍となっており、37年より42年が、42年より47年が高くなっているが、これは、生活保護基準の引き上げが大きく影響していると考えられる。

再分配による所得不平等度の改善状況をローレンツ曲線によってみると、当初所得の曲線に比べ、再分配所得の曲線は僅かではあるが均等分布線に近づいている(第2-9図参照)。また、ジニ集中係数によってみても、当初所得0.354、再分配所得0.314となっており、不平等度が減少していることを示している。更に、ジニ集中係数によって、37年、42年、47年を比較すると、当初所得では0.390、0.375、0.354、再分配所得では、0.344、0.328、0.314となっており、当初所得についても年々平準化されていると同時に、再分配によってそれが促進されている。

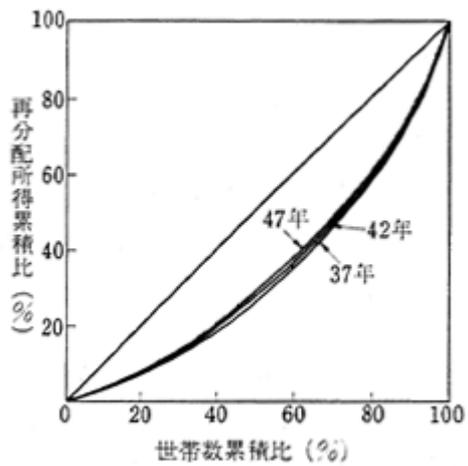
また、所得5分位階層別による分布でみると、所得の最も低い第15分位階層に属する世帯の当初所得合計額が全世帯の当初所得合計額に占める割合は、37年5.3%、42年5.5%、47年6.1%と増加しており、再分配所得についてこれをみても、7.2%、7.5%、7.6%と増加している(第2-10図参照)。一方、所得の最も高い第V5分位階層についてみると、当初所得の場合は37年45.0%、42年43.8%、47年42.2%と減少し、再分配後の所得についても、それぞれ42.1%、41.9%、39.7%と減少している。より具体的にみると、47年の調査によれば、当初所得の段階では2.8%あった所得20万円未満の世帯は、所得再分配によって1.2%に減っており、一方所得300万円以上の世帯も、当初の6.1%から再分配後は4.6%に減っている。

第2-9図 当初所得と再分配所得の比較



第2-10図 再分配所得の推移

第2-10図 再分配所得の推移



資料：厚生省企画室「所得再分配調査」